

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西条市は、生活保護に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

愛媛県西条市長

公表日

令和7年9月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)及び昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく以下の事務 1 保護の決定及び実施 2 就労自立給付金の支給 3 進学・就職準備給付金の支給 4 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 5 被保護者健康管理支援事業の実施 6 医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ア 生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 イ 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理 ウ 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 エ 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー、ガバメントクラウド等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表23項 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42,43,161,162の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所福祉部生活福祉課

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会は、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行い、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 ・複数人での確認や課長による最終確認を行った上で、マイナンバーの紐付けを行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・生活保護システムが利用できる端末を限定し、端末へのログインは二要素認証を行っている。 ・生活保護システムへのログインはIDとパスワードにより限定し、アクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月11日	I .1.②事務の概要	生活保護法に基づく以下の事務 1 保護の決定及び実施 2 就労自立給付金の支給 3 進学・就職準備給付金の支給 4 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 5 被保護者健康管理支援事業の実施 6 医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ア 生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 イ 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理 ウ 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 エ 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	生活保護法(昭和25年法律第144号)及び昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく以下の事務 1 保護の決定及び実施 2 就労自立給付金の支給 3 進学・就職準備給付金の支給 4 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 5 被保護者健康管理支援事業の実施 6 医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ア 生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 イ 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理 ウ 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 エ 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事後	
令和7年9月11日	I .4.②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42.43の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75, 76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158 ,161,167,168,169,170,171,172の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42.43,161,162の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75, 76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158 ,161,167,168,169,170,171,172の項	事後	
令和7年9月11日	II .1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和6年12月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年9月11日	II .2.取扱者数 いつ時点の 計数か	令和6年12月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	